障害者総合支援電子請求について

和歌山県国民健康保険団体連合会

平成28年度障害福祉サービス事業者 集団指導

障害者総合支援電子請求に係る

よくある質問(FAQ集)

和歌山県国民健康保険団体連合会平成29年3月28日

目 次

1 全体スケジュール(例:平成29年3月サービス提供分)・・	• •	1
2 請求受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	2
(1)システムにログインできない(2)パスワードを忘れてしまった(3) I Dがロックされた(4)請求情報を取り下げしたい(5)簡易入力ソフト等の操作方法が分からない		
3 通知文書取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	7
4 代理人による請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1	8

全体スケジュール

【例:平成29年3月サービス提供分】

平成29年4	. _月	5 月		
1~10日	11~30日	1日	15日	
請求受付	点検・審査	通知文書取得	支払処理	
毎月、1~10日に請求を行います。請求情報の作成・送信を行うことができます。 ※受付期間中は24時間請求することができます。ただし、締切日10日は、18時までとなります。 ※受付期間中には請求の取り下げを行うことができます。	請求情報について、 国保連での点検後、 市町村等にて審査を 行います。	電子請求受付システムに接続して通知文書を取得することができます。 ・支払決定額通知書 ・支払決定額内訳書 ・返戻等一覧表 ・支払決定額増減表 ・処遇改善加算総額のお知らせ	障害福祉サービス費等が振り込まれる日となります。 ※振込時間は、銀行によって異なります。	

請求受付①

Q1 障害者総合支援電子請求 受付システムにログインでき ない(新規事業所)



A1 「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されている ユーザIDと(仮)パスワード(パスワードを変更した後は、 変更後のパスワード)が正しく入力されているか確認してく ださい。

また、ログイン時に使用するパスワードにはセキュリティ上、180日の有効期限が設定されており、期限が切れた際には、パスワードの変更が必ず必要になります。

請求受付②

Q2 変更したパスワードを忘れてしまったが どうすればよいか



- **A 2** まずは、変更したパスワードを正しく入力しているか、確認してください。間違いやすい操作としては、以下が挙げられます。
 - 1. 大文字/小文字 の区別
 - 2. 全角/半角 の区別
 - 3. スペースが入力されている(コピーして貼り付けを行った場合、可能性があります)

それでもログインできない場合は、国保連合会へお問い合わせください

 \Rightarrow **8**073-427-4670

請求受付③

Q3 IDがロックされました。 どうすれば解除できるの でしょうか



A 3 <u>約30分程でロックが解除</u>されますので、しばらくお待ちください。

パスワードは大文字と小文字を区別しますので、正確に入力 してください。

請求受付4

Q4 送信した請求情報に不備があったので、請求情報を取り下 げしたい

A 4 請求受付期間内(1~10日まで)であれば、電子請求受付システムから請求情報の取下げ依頼を行うことができます。



①《メインメニュー》より「照会一覧ボタン」をクリックします。



②【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の「詳細ボタン」をクリックします。



③【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、「取下げボタン」をクリックします。その後、次の画面で「送信ボタン」をクリックします。

-5-

請求受付5

- **Q5** 国保中央会作成の簡易入力ソフト・取込送信ソフトの操作 方法が分からない
- **A5** お手数ですが、障害者総合支援電子請求ヘルプデスクへ お問い合わせください。

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク <u>平成29年4月から【☎ 0570-059-403】</u> 平成29年3月末まで【☎03-5911-1559】



通知文書取得①

- **Q1** 過去に取得した通知文書(処遇改善加算総額のお知らせ 等)が電子請求受付システムから消去されています
- **A 1** 通知文書の保管期間は、すべての通知文書を取得し、状況が[完了]となってから3 カ月となります。



【完了】請求の翌月に国保連合会より通知される通知文書をすべて取得した状態

【**到達済**】請求情報が国保連合会に正常に到達し、通知 文書をすべて取得する前の状態

毎月、通知文書をダウンロードし、きちんと所定フォルダ 等に保存することをお勧めいたします。

通知文書取得②

Q2 返戻等一覧表をダウンロードしたのですが、なぜ返戻に なったのか分かりません

A 2 以下に発生件数が多いエラーコード(上位 5)と次ページ からエラーの詳細について記載します。

障害者エラー発生件数(上位5)

順位	情報種別	点検 区分	エラー コード	発生 件数
1	請求明細書	資格	ED01	33
2	請求明細書	資格	EG03	16
3	請求明細書	受付	EC01	12
4	請求明細書	資格	EG02	9
5	請求明細書	資格	EG13	9

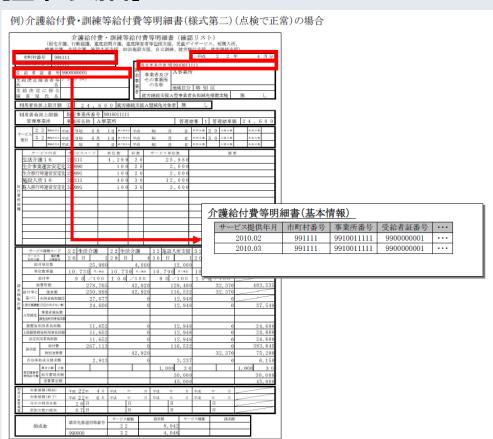
障害児エラー発生件数(上位5)

順位	情報種別	点検 区分	エラー コード	発生 件数
1	障害児相談支援	資格	ED02	9
2	請求明細書 (通所・入所)	資格	EG13	4
3	請求明細書 (通所・入所)	資格	EN21	4
4	請求明細書 (通所・入所)	資格	EN24	4
5	請求明細書 (通所・入所)	資格	ED01	3

EDO1 【_者1_{位·児}5_位 】

基本情報が重複しています

【正常の場合】



【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

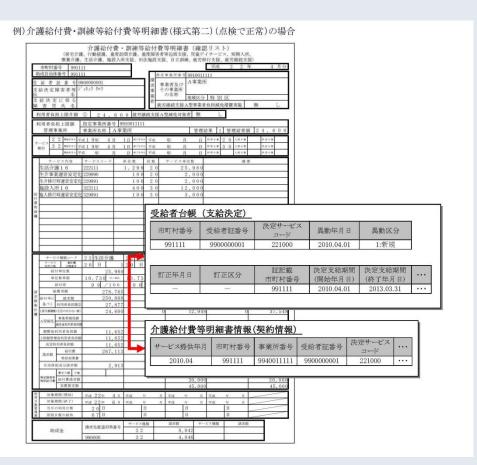
【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。 すでに処理された請求情報について 修正を行う場合は、市町村へ過誤申 立を行ってから、請求情報を送信し てください。<u>市町村と過誤・再請求</u> する月を調整してください。

EGO3 【_者2_位】

受給者台帳に該当の支給決定が存在しません

【正常の場合】



【エラー原因】

介護給付費明細書情報(契約情報) に入力されている決定サービスコー ドが、受給者台帳に登録されていま せん。

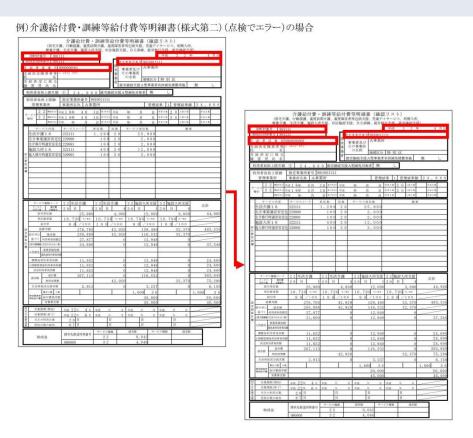
【対処方法】

介護給付費明細書情報(契約情報) の決定サービスコードを確認してく ださい。

ECO1 【_者3_位】

基本情報が重複しています

【エラーの場合】



【エラー原因】

同月内に同一請求情報が複数送信されています。

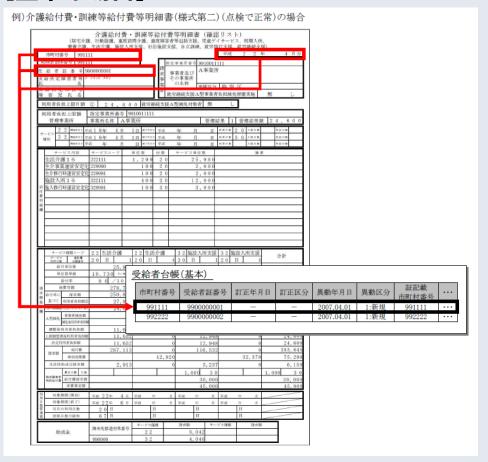
【対処方法】

同月に同一の請求情報を複数送信していないか確認してください。 同月内で最初に送信された請求情報を登録しますので、<u>取消したい場合は、電子請求受付システムより請求の取り下げを行ってから再送して下さい</u>。

EGO2 【_者4_位】

受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません

【正常の場合】



【エラー原因】

存在しない受給者番号です。または 請求明細書のサービス提供年月が障 害程度区分認定有効期間外です。

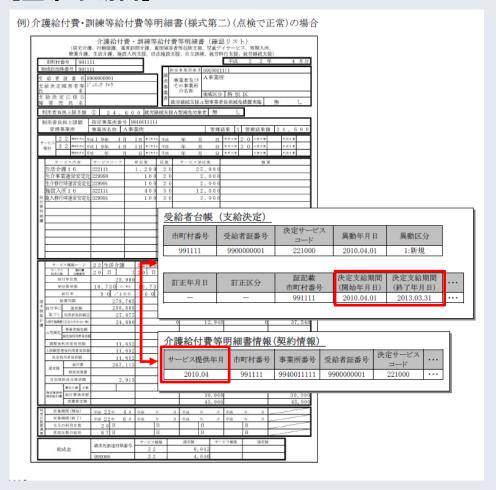
【対処方法】

受給者番号が正しいか確認してください。またはサービス提供年月が受給者証の有効期間内か確認してください。

EG13【_{者5位·児2位}】

該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

【正常の場合】



【エラー原因】

請求明細書のサービス提供年月が受給者台帳の支給決定サービスコードの有効期間外です。

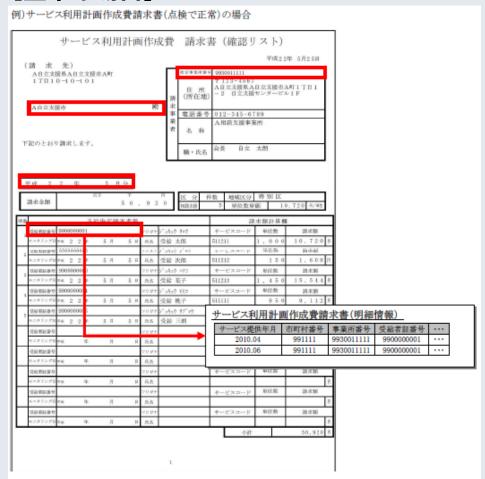
【対処方法】

サービス提供年月が支給決定の有効期間内か確認してください。

EDO2 【_児1_位】

明細情報が重複しています

【正常の場合】



【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

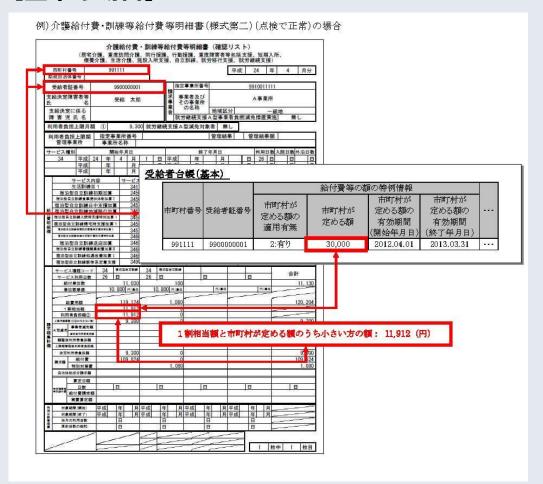
【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。すでに処理された請求情報について修正を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから、請求情報を送信してください。<u>市町村と過誤・再</u>請求する月を調整してください。

EN21 【_児3_位】

利用者負担額②の計算値が不正です

【正常の場合】



【エラー原因】

利用者負担額②の値が、請求額集計欄の1割相当額と異なる。

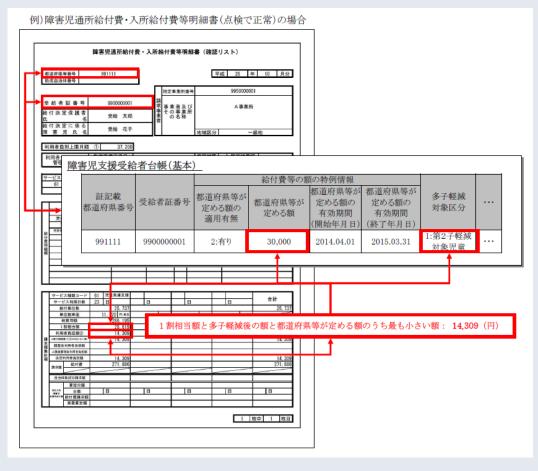
【対処方法】

利用者負担額②の値が、請求額集 計欄の1割相当額と等しいことを確 認してください。

EN24 【_児4_位】

利用者負担額②の計算値が不正です(多子軽減後の額)

【正常の場合】



【エラー原因】

利用者負担額②の値が、多子軽減後の額と異なる。

【対処方法】

利用者負担額②の値が、

第2子軽減対象児童の場合は、 総費用額×5/100(小数点以下切捨)

第3子以降軽減対象児童の場合は、 0円となっているか確認してください。

通知文書取得③

- Q3 エラーコードPP19について教えてください
- **A3** 「PP19実績記録票に該当するサービスが明細書にありません。」については、請求明細書が何らかのエラーにより返戻となった場合、<u>サービス実績記録票も返戻</u>とするため、このエラーコードを使用します。正しく訂正した請求明細書とサービス実績記録票を再度提出して下さい。
- **Q4** アルファベットの「S」から始まるエラーコードについて教えてください(例: SA11)
- **A 4** 市町村にて設定されたコードになります。内容については 該当の市町村にお問い合わせください。 -17-

代理人による請求①

- Q1 代理請求は、どのような場合に利用するものですか
- **A1** 代理請求とは、障害者総合支援、または介護保険における 介護給付費等の請求事務を代理人が事業所に代わって行うこ とです。代理請求の主なパターンは以下の通りです。

No.	主なパターン
1	事業所から請求事務を委任された代理請求事業者等が請求を行う場合
2	複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店等が複数の事業所分の請求 をまとめて行う場合
3	複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合
4	<u>介護保険事業所</u> と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の 請求をまとめて行う場合

代理人による請求②

- **Q2** 障害者総合支援とは別に介護保険でもインターネット請求 を開始したいのですが、新たに電子証明書の発行が必要なの でしょうか
- **A 2** 介護保険証明書を別に取得するパターンと、代理人として介護・障害共通証明書を取得するパターンとがあります。

No.	証明書利用区分	有効期間	発行手数料	説 明
1	障害者総合支援 証明書	3年	7,800円	障害者総合支援事業所、または代理人 が、障害者総合支援の請求に使用する 証明書
2	介護保険証明書	3年	13,200円	介護保険事業所、または代理人が、介 護保険の請求に使用する証明書
3	介護・障害共通 証明書	3年	13,900円	代理人が、障害者総合支援及び介護保 険の請求に使用する証明書

代理人による請求③

介護思察介之の一本の上語家を開始するために以下の手頂をご正記くださり!

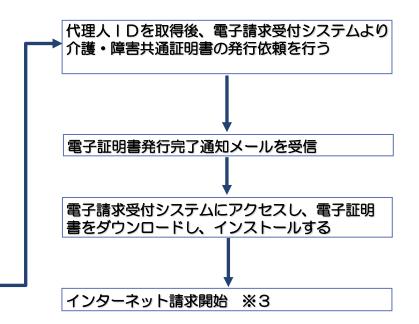
【代理人による介護保険インターネット請求開始の流れ】

伝送ソフトの購入先に確認(※1)し、インターネット請求に対応した伝送ソフトを入手し、インストールする

国保連合会へ「<u>電子情報処理組織又は磁気テープ、</u>フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる 請求に関する届」(書面)を提出

国保連合会から介護電子請求受付システムのID、パスワード等が記載された「電子請求登録結果に関するお知らせ」を受領

電子請求受付システムの代理人情報/代理人証明書の申請はこちらヘアクセスし、代理人の登録を行う ※2



- ※1 介護伝送ソフトを国保中央会から直接ご購入頂いている事業所は、国保中央会の介護電子請求ヘルプデスク(下記)までご連絡ください。
- ※2 既に代理人として登録している場合は、電子請求受付システムより委任事業所の追加を行い、次の手順に進んでください。
- ※3 インターネットでの初回の請求の審査結果を受け取るまで、念のためISDN回線を解約しないでください。

代理人による請求4

介護電子音波へルフラスクにご相談くださり

介護保険インターネット請求開始の手続きなどについては、 介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

介護電子請求ヘルプデスク

【連絡先】 <u>平成29年4月から 230570-059-402 FAX 0570-059-422</u> 平成29年3月末まで 2303-3985-3277 FAX 03-3985-6643

23050-3388-7065

【電子メール】 平成29年4月から mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

平成29年3月末まで <u>mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp</u>

【電子請求受付システムのアドレス】 http://www.e-seikyuu.jp/

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順

- (1)上記アドレス(電子請求受付システム総合窓口)画面にて「介護保険の請求はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、 移行手順書を入手してください。